

サイバーセキュリティ基本方針

島根中央信用金庫は、デジタル化の加速的な進展や、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティリスクへの対応が重要な経営問題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年 11 月 12 日法律第 104 号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（平成 27 年経済産業省策定、平成 29 年 11 月改訂）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な態勢整備に努めます。

- 1.経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識し、リーダーシップによって対策を進めます。
- 2.当金庫および業務委託先を含めたセキュリティ対策の整備に努めます。
- 3.セキュリティ対策に係る情報連携・情報開示に努めます。

令和 1 年 1 1 月 1 日

島根中央信用金庫